



障害のある方に

障害者(児)に対するサービス

障害者(児)に対するサービスには、障害者総合支援法に基づくサービスと障害児のみを対象とする児童福祉法に基づくサービスがあります。いずれのサービスについても、利用するには、区へ事前に申請を行い受給者証の交付を受けることが必要になります。また、所得に応じて利用者負担があります(課税世帯のみ。上限額が定められています。)

障害福祉サービス

問 障害福祉課(身体・知的障害)

台東保健所 保健予防課(精神障害・難病等)

☎5246-1202・1203

☎3847-9405

- **対象者**
1. 身体障害者手帳の交付を受けた方(児童を含む)
 2. 知的障害のある方(児童を含む)
 3. 精神に障害(発達障害を含む)のある方(児童を含む)
 4. 国が定める難病等(358疾病)による障害のある方(児童を含む)

➤ **対象となるサービス**

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴・排泄・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて常に介護が必要な人に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上困難があり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む)、移動の援護等を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。
計画相談支援	障害福祉サービス利用の各種援助(サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成、モニタリング等)を行います。
地域移行・地域定着支援	施設や病院等に入所・入院している人が、地域生活へ移行するための支援を行います。また、地域生活移行後の支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。



障害のある方に

サービスの種類		サービスの内容
就労継続支援	A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	B型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助(グループホーム)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。

※上記以外に、地域生活支援事業として、移動支援・通学支援・日中一時支援・地域活動支援センター事業等があります。
詳しくは「障害者の手引き」をご覧ください。

児童福祉法に基づくサービス

問 障害福祉課(身体・知的障害)

台東保健所 保健予防課(精神障害・難病等)

☎5246-1202・1203

☎3847-9405

- **対象者**
1. 身体障害者手帳の交付を受けた児童
 2. 知的障害のある児童
 3. 精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
 4. 国が定める難病等(358疾病)による障害のある児童

※手帳の有無に関わらず、児童相談所、医師等により療育の必要が認められた児童も対象

➤ **対象となるサービス**

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障害児に児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し居宅を訪問して発達支援を提供します。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	保育所等、児童が集団生活を営む施設を訪問して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を供与します。
障害児相談支援	障害児が受けるサービスを利用するための各種援助(サービス事業者等との連絡調整、障害児支援等利用計画の作成、モニタリング等)を行います。

※児童福祉法に基づくサービスには、他に東京都(児童相談所)が支給決定を行う障害児入所支援(福祉型・医療型)があります。
詳しくは、児童相談センター(新宿区北新宿4-6-1 ☎5937-2314)にお問い合わせください。

手帳・手当・生活援助

手帳・手当など

身体障害者手帳

便利帳コード tbc5013

問 障害福祉課

☎5246-1202

手、足、目、耳、言語、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫などの機能に障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。

愛の手帳

便利帳コード tbc5014

問 障害福祉課総合相談(住所の変更、氏名・保護者の変更、手帳の返還・紛失・破損の方) ☎5246-1202
東京都心身障害者福祉センター
(18歳以上の方の新規申請・更新) ☎3235-2961
東京都児童相談センター
(18歳未満の方の新規申請・更新) ☎5937-2314

知的障害のある方が、各種の援護を受けるために必要な手帳です。



障害のある方に

精神障害者保健福祉手帳 便利帳コード tbc5012

問 台東保健所 保健予防課 精神保健担当 ☎3847-9405

精神障害のある方が、自立して生活し、社会参加するための手助けとなるものです。

有効期間は2年で、2年ごとに障害の状態を再認定し、更新します。

申請には、主治医の診断書又は障害年金証書の写しなどがが必要です。

詳しくは、お問合せください。

在宅の重度障害者(児)のために特別障害者手当・障害児福祉手当 便利帳コード tbc5015

問 障害福祉課 ☎5246-1201

精神・身体に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護が必要な方で、20歳以上の方は特別障害者手当、20歳未満の方は障害児福祉手当を申請できます。

特別障害者手当は月26,940円、障害児福祉手当は月14,650円を支給します。

なお、所得額や施設入所などにより、支給が制限される場合があります。

心身障害者のために心身障害者福祉手当 便利帳コード tbc5019

問 障害福祉課 ☎5246-1201

区内に居住している方で、次のいずれかに該当する20歳以上、65歳未満の方が申請できます。

1. 身体障害者手帳 1級～3級
 2. 愛の手帳 1度～4度
 3. 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症
- 所得が一定額以上の場合などは受けられません。

在宅の重度心身障害者(児)のために東京都重度心身障害者手当 便利帳コード tbc5020

問 障害福祉課 ☎5246-1201

区内に居住している方で、次のいずれかに該当する65歳未満の方が申請できます。月6万円を支給します。

1. 重度の知的障害者で、常時複雑な介護を必要とする方
2. 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
3. 重度の肢体不自由者で両上肢、両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害のある方

ただし、所得が一定額以上の方、施設に入所中の方、3か月以上入院中の方は受けられません。

難病患者福祉手当 便利帳コード tbc5021

問 障害福祉課 ☎5246-1201

区内に居住し、国及び都が定める難病を有する方で、65歳未満の方が申請できます。

所得が一定額以上の場合などは受けられません。

心身障害者(児) 医療費助成(障) 便利帳コード tbc5022

問 障害福祉課 ☎5246-1201

心身障害者が病院、診療所などで診療を受けたとき、窓口で支払うことになっている保険の自己負担分の一部を助成します。65歳未満の次の方が新規申請できます。

1. 身体障害者手帳1・2級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫の内部機能障害にあっては3級も含む)

2. 愛の手帳1・2度

所得が一定額以上の場合などは受けられません。

自立支援医療(更生医療)の給付 便利帳コード tbc5023

問 障害福祉課 ☎5246-1201

身体に障害のある方の障害の程度を軽減する手術や治療等の医療費の助成制度です。治療内容や手術内容に制限があり、所得や加入する健康保険の状況による自己負担があります。

原爆で被爆された方へ 原爆被爆者見舞金 便利帳コード tbc5017

問 福祉課 ☎5246-1172

原爆で被爆された方に、見舞金を支給しています。

▶ **対象者** 被爆者健康手帳をお持ちの8月1日(基準日)現在区内にお住まいの方

▶ **申請期間** 8月1日～8月31日(土・日・祝日を除く)

▶ **支給金額** 1人当たり 1万円



障害のある方に

生活援助

難病患者の方に日常生活用具の給付

問 台東保健所 保健予防課 精神保健担当 ☎3847-9405

在宅の重度の難病患者の方に障害程度に応じて用具を給付します。対象は国が定める難病を有する方です。希望される方は事前にご相談ください。なお、所得に応じて自己負担があります。

「声の広報」の貸出し

便利帳コード tbc5016

問 広報課 ☎5246-1021

毎月2回発行している区の広報紙、広報「たいとう」の内容を音声で録音したカセットテープ版・デイジー版を視覚障害のある方に郵送で貸出しています。また、区ホームページでも聞くことができます。

緊急一時保護

便利帳コード tbc5024

問 障害福祉課 ☎5246-1202

介護者が出産や病気、冠婚葬祭などのため、一時的に心身障害児(者)の方を介護できないときに施設で保護します。対象は区内に居住する4歳以上65歳未満の心身障害児(者)で身体障害者手帳1～3級もしくは愛の手帳所持者、その他前記に準ずる方。なお、所得に応じて自己負担があります。

手話通訳者派遣・要約筆記者派遣

問 障害福祉課 ☎5246-1058 FAX5246-1209
メールアドレス taito-haken@docomo.ne.jp

区内在住、在勤で身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害および音声・言語障害の方が、日常生活(病院、職業相談など)の会話でお困りのときに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。(在勤の方の派遣は病院のみ)なお、住民税課税世帯の方は、内容・回数・時間によって自己負担があります。

心身障害者(児)の方に日常生活用具・住宅設備改善費の給付

便利帳コード tbc5030

問 障害福祉課 ☎5246-1201

在宅の重度の心身障害者(児)の方に、障害程度に応じて用具を給付します。また、浴場・便所・玄関・台所・居室の設備改善費の給付もします。希望される方は、事前にご相談ください。なお、給付にあたり、障害程度・年齢などの要件の他、自己負担があります。

中等度難聴児の方に、補聴器購入費の助成

問 障害福祉課 ☎5246-1201

身体障害者手帳の交付対象とならない聴力程度にある18歳未満の児童が補聴器を購入する場合、その費用の一部を助成します。

助成を受けるには購入前の申請が必要です。

詳しい助成の対象や申込方法については、お問い合わせください。

福祉電話

問 障害福祉課 ☎5246-1201

外出が困難な在宅重度障害者がいる世帯に、電話をお貸しし、基本料を区が助成します。対象者は、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の18歳以上の手帳をお持ちの方がいる世帯で生活保護を受給しているか、住民税非課税世帯であること。かつ、1年以内に電話を所有していないこと。

※携帯電話・PHSをお持ちの方は解約していただく必要があります。

都営交通(都電、バス、地下鉄)の無料パス

便利帳コード tbc5031

問 障害福祉課 ☎5246-1202

区内に居住する心身障害者(児)の方に都営交通の無料パスを発行します(高齢者のシルバーパスの交付を受けた方は除く)。対象は身体障害者手帳の所持者及び愛の手帳所持者です。

また、戦傷病者手帳及び被爆者健康手帳の所持者の方(一部)も対象となります。

福祉タクシー

便利帳コード tbc5032

問 障害福祉課 ☎5246-1201

下記の障害に該当する方に、1か月あたり3,500円相当の福祉タクシー券を交付します。

対象

1. 下肢または体幹機能障害で身体障害者手帳1～3級の方
2. 上肢障害で身体障害者手帳1級の方
3. 視覚障害で身体障害者手帳1・2級の方
4. 内部障害で身体障害者手帳1～3級の方
5. 愛の手帳1・2度の方

なお、所得が一定額以上の方は受けられません。



障害のある方に

リフト付タクシー

便利帳
コード tbc5033

問 障害福祉課

☎5246-1201

車いすや寝台のまま乗車できるリフト付タクシーの予約手数料・迎車料金を助成します。

対象

福祉タクシー受給者と同じ程度の障害のある方。

障害福祉課に登録後、委託タクシー会社に直接予約してください。普通車または大型車タクシー料金でご利用できます。その他ご利用になられた費用は自己負担になります。

訪問理・美容サービス

便利帳
コード tbc5028

問 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス ☎5828-7541

65歳以上のねたきり高齢者(要介護度4・5)または下肢又は体幹機能障害による重度の身体障害者(手帳1・2級)・愛の手帳(1・2度)所持者・東京都重度心身障害者手当受給者で理・美容店での調髪が困難な方に居宅でサービスを受けることができる「訪問理・美容サービス券」を交付しています。

なお、利用に際しては券1枚につき1,000円の自己負担があります。

はつらつサービス

問 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス ☎5828-7541
ホームページ <http://www.taitoshakyo.com/>

65歳以上の高齢者や障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、各種サービスを提供しています。(P72参照)

権利擁護センター「あんしん台東」

問 台東区社会福祉協議会 ☎5828-7507
ホームページ <http://www.taitoshakyo.com/>

高齢者や障害のある方で福祉サービスの利用やお金の管理に不安のある方のお手伝いをします。(P72参照)

紙おむつ購入補助券

便利帳
コード tbc5034

問 障害福祉課

☎5246-1201

3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1・2級か愛の手帳1・2度で、在宅生活を送られている方に紙おむつの購入補助券を支給します。

※上記以外の方、P73参照

紙おむつの支給

便利帳
コード tbc5029

問 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス ☎5828-7541

身体障害者手帳3～6級または愛の手帳3～4度の方、3歳未満の身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方に紙おむつを支給します。なお、いずれも台東区に住所がある在宅の方が対象です。

住宅用火災警報器の設置助成

問 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス ☎5828-7541

条件に該当する方を対象に、住宅用火災警報器(煙式)1台を自己負担1,000円で設置いたします。(詳細はP72参照)

自動車燃料費の助成

問 障害福祉課

☎5246-1201

本人又は生計を一にする者が自動車を所有し、主に心身障害者のために利用する自家用乗用車の燃料費を助成します。1か月あたり2,200円を限度とします。

対象

1. 福祉タクシー受給者と同じ程度の障害をお持ちの方
2. 自動車税が減免されている方

なお、所得が一定以上の方、福祉タクシー利用券の交付を受けている方は受けられません。

重度心身障害者の方へ ふとんの消毒・乾燥

問 障害福祉課

☎5246-1201

重度心身障害者(身障手帳1・2級または愛の手帳1・2度)の方で下記のいずれかに該当する方に毎月1回、ふとんの乾燥・消毒を行います。

※区民税所得割額課税世帯は対象外。

寝たきり状態にあり、

- 一人世帯または障害のある方だけの世帯
- 乾燥場所が不備な世帯

なお、利用にあたり、一部自己負担があります。

重度心身障害者訪問入浴サービス

問 障害福祉課

☎5246-1201

自宅や公衆浴場で入浴困難な重度の障害者の方に、移動入浴車を派遣して、入浴の機会を提供しています。対象は、65歳未満の在宅障害者で身体障害者手帳1・2級の方および愛の手帳1・2度の方です。なお、利用にあたり自己負担があります。



障害のある方に

障害等のためごみを決められた場所に 出すことが困難な場合

便利帳
コード tbc4048

問 台東清掃事務所 ☎3876-5771

(P68参照)

聴覚障害者用緊急ネット通報

問 東京消防庁ホームページアドレス
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>

聴覚、音声、言語機能に障害があるため、火災、緊急、ガス漏れの際、消防庁に電話での119番通報が困難な方を対象に携帯電話からWeb機能を利用し、東京消防庁に緊急通報し、緊急時に対応します。

ただし、利用者本人が通報時に使用するGPS機能付き携帯電話による事前登録が必要です。

●登録用メールアドレス
entry_13000@entry03.web119.info

補装具費の支給

問 障害福祉課 ☎5246-1201

日常生活を容易なものとするために車いす・補聴器・義手・義足・装具などの補装具の交付・修理・貸与に要する費用を国の基準に基づき支給します。

なお、交付・修理・貸与にあたり要否の判定を要する場合があります、所得に応じて自己負担があります。

緊急通報システム

問 障害福祉課 ☎5246-1201

家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったときの緊急通報システム機器をお貸しします。緊急時に協力できる方が原則3名必要です。

○ 次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳1・2級で18歳以上の一人暮らし等の方
- 重度の難病患者の方で18歳以上の一人暮らし等の方

なお、世帯全員の所得に応じて自己負担があります。また、他制度利用可能な方は受けられません。

火災安全システム

問 障害福祉課 ☎5246-1201

家庭内での火災時に対応が困難な方に火災警報機・自動消火装置・ガス安全システムをお貸しします。住居管理者として1名の協力が必要です。

○ 次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳1・2級で18歳以上の一人暮らし等の方
- 愛の手帳1・2度で18歳以上の一人暮らし等の方

なお、世帯全員の所得に応じて自己負担があります。また、他制度利用可能な方は受けられません。

心身障害者自動車運転教習費助成

問 障害福祉課 ☎5246-1201

3ヶ月以上、台東区に住所のある下記の方が、第一種普通自動車運転免許を取得するのに必要な費用の一部を助成します。

●身体障害者手帳3級以上(ただし、内部障害は4級以上、下肢・体幹機能障害は5級以上で歩行困難)

ただし、他制度により免許取得費の助成を受けている方、所得税額が一定以上の場合などは受けられません。また、免許取得前の申請が必要です。

身体障害者自動車改造費助成

便利帳
コード tbc5035

問 障害福祉課 ☎5246-1201

就労などのために自ら運転する自動車を取得するとき、その自動車の改造(ハンドル、ブレーキ、アクセル等)に要する経費の一部を助成します。

○ 次のいずれにも該当する方

- ①身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢、体幹機能障害の方
- ②区内に3ヶ月以上住所があること
- ③過去の改造費助成を利用したことがある場合、交付決定から7年以上経過していること。

ただし、所得が一定以上の場合などは受けられません。

身体障害者補助犬の給付

便利帳
コード tbc5036

問 障害福祉課 ☎5246-1201

18歳以上の在宅の身体障害者の方で、都内におおむね1年以上居住している方に補助犬の給付を行っています。盲導犬は視覚障害1級、介助犬は肢体不自由1・2級、聴導犬は聴覚障害2級の方が対象です。

※補助犬との一定期間の宿泊訓練が必要です。なお、所得が一定額以上の方は受けられません。



訓練、社会参加など

こどもの療育指導

便利
コード tbc5037

問 松が谷福祉会館(こども療育室) ☎3842-2673

心身の発達に遅れやその心配のある子供(主に乳幼児)を対象に、一人ひとりの発達の状態に合わせた言語・運動・認知などの能力を伸ばす指導や訓練を、小グループやマンツーマンで行っています。

心身障害者の通所指導・訓練

便利
コード tbc5038

問 松が谷福祉会館(障害者デイサービス担当) ☎3842-2671

18歳以上の心身に障害のある方を対象に、通所による社会訓練、創作的活動等を行い、自立の促進、生活の質の向上を目指しています。

脳卒中等中途障害者のためのリハビリ

便利
コード tbc5039

問 松が谷福祉会館(機能訓練室) ☎3842-2672

医療を終えた65歳未満の脳卒中等中途障害者の身体機能の向上や残存能力の活用を図るため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の指導により、生活期のリハビリを行っています。

障害者の仕事の相談と紹介

便利
コード tbc5040

- 障害者の方へ就労の相談や紹介を行っています。
ハローワーク上野(上野公共職業安定所)
☎3847-8609 FAX3845-3410
- 障害者の仕事の相談と支援
台東区障害者就労支援室
松が谷1-4-12
松が谷福祉会館6階
☎3847-6431 FAX3847-6434
- 東京障害者職業センター
台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階
☎6673-3938 FAX6673-3948

障害者虐待防止対策事業

養護者・障害者福祉施設従事者・使用者による障害者虐待の通報・届出の受理や各種支援等を行います。

- 身体・知的障害者の方
台東区障害者虐待防止センター
障害者支援施設浅草ほうらい
(24時間365日対応) ☎5808-0067
台東区障害福祉課
☎5246-1202
- 精神障害者及び難病等の方
台東区精神障害者地域生活支援センターあさがお
☎5823-4298
(24時間365日対応) ☎050-3361-0422
台東保健所 保健予防課
☎3847-9405



障害のある方に